

要 望 書

令和2年9月1日

大 分 県 市 長 会

大 分 県 市 長 会

大 分 市 長	佐 藤 樹一郎
別 府 市 長	長 野 恭 紘
中 津 市 長	奥 塚 正 典
日 田 市 長	原 田 啓 介
佐 伯 市 長	田 中 利 明
臼 杵 市 長	中 野 五 郎
津 久 見 市 長	川 野 幸 男
竹 田 市 長	首 藤 勝 次
豊 後 高 田 市 長	佐々木 敏 夫
杵 築 市 長	永 松 悟
宇 佐 市 長	是 永 修 治
豊 後 大 野 市 長	川 野 文 敏
由 布 市 長	相 馬 尊 重
国 東 市 長	三 河 明 史

要 望 書

以下のとおり要望いたします。

文化財の保護・保存・整備・活用に係る県補助金の拡充について

本県は豊かな自然に恵まれ、各地に先人たちが遺した文化遺産や代々受け継がれてきた伝統芸能など、貴重な文化財が数多く存在する。

こうした文化財は、長く培われた郷土の歴史や文化等を正しく理解するためにも必要不可欠な存在であり、先人たちの優れた生きざまを学びとることで、私たちの生活や将来の文化の向上・発展の基礎となるものである。

県下各自治体は、貴重な文化財の保護・保存・活用を図るために史跡等の公有化・整備活用、文化財の保存修理、埋蔵文化財の発掘調査等の充実のため最大限の努力を傾けているところである。

しかし、近年の財政逼迫は文化財の保護行政の円滑な推進に多大な影響を及ぼし、併せて、近年頻発する自然災害により、文化財への損傷が広がっているような状況であり、これらの復旧もまた多くの時間と多額の費用を要している。

こうした中、国は、文化財の保護等は国の責務であるとの理念から、国庫補助の確保及び補助率の維持が図られているが、その一方で国庫補助事業に対する県費の随伴補助の補助率は、平成 16 年度以降 10%から 8%以内へと引き下げられ、さらに申請額に対しても予算等の関係で減額される状況が多くなっており、遺跡の保存活用等にかかる市の費用負担は増加している。

このようなことから、適切な文化財の保存対策を行い、後世により良い形で文化財を保存していくためには、地域の貴重な文化遺産を適切に保全するための文化財保護事業における国庫補助事業に対する県の随伴補助や県指定文化財に対する保存事業に係る県費補助が重要であることから、十分な財源を確保する中で補助金制度の維持を図るとともに、補助率の拡充を強く要望する。

要 望 書

以下のとおり要望いたします。

WEB会議の推進について

新型コロナウイルス感染症の影響により、不要不急の外出を避け、3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避ける目的で会議の中止や延期、実施方法の変更（書面会議）などの対応がとられている。

大分県では豊の国ハイパーネットワークを有しており、大分県及び各市町村が高速のネットワーク回線で接続されているが、多目的に利用する方策がこれまで少なかった。

大分県及び各市町村が出席する会議については、このネットワークを活用し、WEB会議で実施することにより、人の移動の減少・制限や会議開催への資料準備作業等の縮減・データ化など、主催者側、出席者側双方に大きな行革効果等が生じることが期待できる。また、更なる感染症発生や災害対応など、想定外の事象への対応が迅速かつ容易に取り組めると考える。

昨年度、豊の国ハイパーネットワークにおいて、県下6市が参加してWEB会議が試行されたが、一部の自治体において接続に専用端末が必要となるといった課題が見受けられた。

こうした課題を踏まえ、今後、県下全自治体が制限なく円滑に活用できる環境を県において整備し、WEB会議の開催を推進していくことを要望する。

要 望 書

以下のとおり要望いたします。

新型コロナウイルス感染症のPCR検査に関する検査数等の情報共有について

市町村は住民にとって一番身近な存在であり、新型コロナウイルス感染者が発生した際には、素早い対応や対策が常に求められている。現在、感染者が発生した際の県からの情報提供はPCR検査件数と感染者の属性である年代、性別（職業は状況により提供）となっている。

県は関係者の風評被害の防止のため、この情報に限定しており、一定時間が経過してから情報提供されることもあり、基礎自治体である行政として対応に大変苦慮している。

また、県境にある市においては、隣県の北九州市などで県をまたいで市民がPCR検査などを行うこともあり、その場合は、陽性と判断されても全く情報が入って来ない状況にある。

感染者の情報は、感染拡大防止策はもとより学校等を含む市の事業継続等の判断材料ともなるため、感染者の属性情報（職業、年代、性別、濃厚接触者の有無）のより早い提供を要望する。また、県内の動向を把握し感染防止対策等に努めることも重要であるため、管轄保健所管内ごとの1日単位でのPCR検査数、市町村ごとの1日単位での陽性者数についての提供を要望する。

加えて、市民が他県でPCR検査を行い陽性が判明した場合は、県内発生と同様に感染者の属性情報（職業、年代、性別、濃厚接触者の有無）を可能な限り提供していただけるよう、他県への働きかけを要望する。

要 望 書

以下のとおり要望いたします。

急傾斜地崩壊対策事業の拡大について

県は、がけ崩れ災害から人命や財産を守るために、急傾斜地崩壊対策事業を実施しており、県内各自治体においても、県の補助による市町村営急傾斜地崩壊対策事業を実施し、急傾斜地対策を講じているところである。

現在、県内自治体においては基礎調査等を行い、土砂災害ハザードマップを作成し、地域住民の注意喚起を行うとともに、急傾斜地崩壊対策事業等を実施し、地域の改善にも努めてきているが、今年度になってからも落石等があった自治体も多く有り、地域住民の安心安全の確保のため早急な対策が求められているところである。

このような中、大分県においては、令和2年度より、市町村営急傾斜地崩壊対策事業実施要領等の改定による市町村に対する補助率の引上げ(4/10→5/10)及び予算額の拡充が行われているが、予算不足のため未だ事業に着手できない箇所もあり、また、近年多発する土砂災害の大規模化等により、被害額が拡大傾向にあることから、さらなる財源確保を図る中で1箇所当たり上限事業費(675万円)の大幅な拡大を要望する。

※補助事業の採択要件

- ①急傾斜地の高さが5メートル以上であり、かつ、傾斜度が30度以上であるもの。
- ②保全人家が1戸以上5戸未満であること。
- ③現に崩壊が発生した場所又は崩壊の恐れがある場所で、人命に被害を及ぼし又は及ぼす恐れのあること。
- ④他に移転適地がないこと。
- ⑤事業を実施しようとする市町村の財政力指数が、0.70以下であること。
- ⑥市町村地域防災計画書に危険箇所として記載されていること又は記載されることが確実であること。

《県担当部署》 土木建築部 砂防課

要 望 書

以下のとおり要望いたします。

「県立こども発達支援センター(仮称)」の設置について

障がいや発達に不安がある子どもは、早期から適切な療育支援を開始することで、生活上の困難が軽減されるとともに、不登校や引きこもりなどを防ぎ、社会に適応した生活を送ることが出来るようになる。

しかし、現状では市町村の実施する乳幼児健診等を受診した後に、発達が気になる子どもを保健師等が療育機関につなごうとしても、ほとんどの療育機関が1か月から半年程度の予約待ちとなっており、早期に療育が開始出来ないという状況である。この予約待ちの間は、保護者も不安を抱えたまま過ごすことになり、日々の子育てにも少なからず影響を及ぼしていると考ええる。

また、療育機関は施設ごとに受け入れの年齢に上限を設けているところが多いため、それまで順調に受けられていた療育が途切れてしまったり、学校生活を送るうえで困難な状況がでてきても、新規に相談や訓練が受けられる療育機関が少ないということも問題となっている。

子どもにとって必要な療育がタイムリーに受けられないことや、予約待ちの間のフォロー体制が十分ではないこと、就学後の療育の場が少ないことなどは、県内全ての市町村の共通した課題であると考えられる。

そのためには、専門医や専門職による早期療育ができる施設を増やすことが必要であるが、同時に県全体の状況を把握することはもとより、県内の地域ごとの療育支援や、就学後も継続して相談や療育が受けられる体制整備、支援体制を構築するための研修など、ネットワーク機能を有する機関が必要となる。

九州でこのような機能を有する県立のセンターが設置されていないのは大分県のみという状況であり、「子育て満足度日本一」をうたっている本県としても、安心して子育てが出来る環境づくりをさらに進めるため、「県立こども発達支援センター(仮称)」を設置していただくよう強く要望する。

要 望 書

以下のとおり要望いたします。

おおいた型放牧のための樹木伐採費用への助成制度の新設について

従来の繁殖経営においては、生産コストの約4割を飼料費が、約3割を労働費が占めており、規模拡大に伴い生産コストは低下するとされている。しかし、繁殖経営の戸数は、高齢化・後継者不足により小規模な経営を中心に年々減少しており、実に繁殖経営の約7割において後継者不足に直面している。経営から離脱する主たる要因が後継者不足であることから、規模拡大を図る施策だけでは生産基盤の現状と課題に対応することは困難である。

こうした中で、国は「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」において、自給飼料調達にかかる負担軽減の有効策とされる放牧は、景観の保全、鳥獣害対策等においてもメリットが期待されるとして推進している。

大分県においても、畜産農家にとっては低コスト・省力的な畜産経営、中山間地域にとっては耕作放棄地対策、獣害対策、地域の活性化など多様な効果があるとして、「おおいた型放牧」を推し進めているところである。

これをうけて、県内の自治体においても、「おおいた型放牧」に取り組んでいるところであるが、樹木の伐採、電気牧柵の設置や水飲み場の設置など初期投資に係る経費が大きいため、新規参入や放牧の拡大が困難な状況にある。

「おおいた型放牧」を推進するため、条件不利な農地等を放牧や飼料生産に活用するための電気牧柵の貸し出し等に対する県の支援は存在するが、樹木の伐採に対しての補助制度はない状況である。

条件不利地といわれる中山間地における放牧の候補地は、荒廃農地等やその周辺の山林等であり、樹木の伐採が必要不可欠で、状況によっては莫大な経費を要することとなるため、「おおいた型放牧」をさらに推進するため樹木伐採に係る経費への助成制度の新設を強く要望する。